

あんしん生活調査

地域包括支援センターの職員が訪問します

市が設置する高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター職員が、地域で孤立しがちな高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、高齢者あんしん生活調査を今年も一部の地域で実施します。この調査では75歳以上の「一人暮らし」および「高齢者のみ世帯」の方を直接訪問し、現在の困りごとなどの聞き取りをします。高齢者の生活を支える大切な基礎資料となりますので、ぜひご協力をお願いします。対象地区の世帯には、事前に必ず通知してから訪問します。また、対象の地区以外の方も訪問することが可能です。

03へ。

6、社会福祉法人マザス隣 電話428・7788

中部地域

【担当地区】本町、幸町、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢1〜3丁目

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

【担当地区】幸町1丁目、幸町1丁目19ノ5、幸町1丁目アパート5号棟1階、幸町デイスサービスセンター内、電話470・8186

各 地 域 の 地域包括支援センター

◎東部地域

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

【担当地区】上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

休日・夜間納付相談窓口を開設します

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの市税（料）の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方、また、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

また、キャッシュカードを使った口座振替（ペイジー口座振替受付サービス）の手続きも受け付けます。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】休日納付相談窓口 7月18日（土）・19日（日）のいずれも午前9時〜午後4時

【会場】休日・夜間のいずれも納税課（市役所2階）

【その他】保育園保育料、保育園副食費、学童保育所費は、納付書を持参していただければ領収します

【注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課 ☎ 470・7730へ。

詳しくは納税課 ☎ 470・7730へ。

納付にご協力を

7月31日（金）は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期、介護保険料第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な方は、猶予できる場合がありますので、ご相談ください。

詳しくは納税課 ☎ 470・7730へ。

新しい「介護保険負担割合証」を送付します

介護保険の被保険者で、要介護（支援）の認定を受けている方または事業対象者に交付している「介護保険負担割合証（緑色）」が、8月1日を基準日として一斉更新されます。8月1日から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、7月末までに郵送でお届けします。これまで使用していた負担割合証は「水色」でしたが、8月1日から使用する新しい負担割合証は「桜色」になりますので、ご注意ください。

【交付対象】要介護（支援）認定を受けた方または事業対象になります。

【交付時期】原則年1回（8月1日）。ただし、住民税の所得更正などにより負担割合が変更になった方や、新たに要介護（支援）認定を受けた方には、随時交付します

【適用期間】8月1日（新たな認定を受けた方は申請日）〜3年7月31日

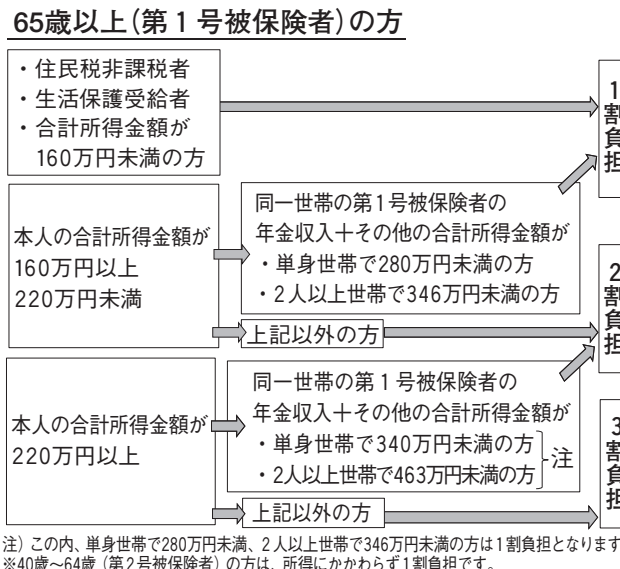
【利用負担の割合の判定方法】左上表を参照ください。

【介護保険被保険者証や負担割合証を紛失・汚損したとき】申請により、郵送または介護福祉課の窓口にて再交付します。被保険者本人が介護福祉課の窓口で直接再交付証を受け取る場合は、次の①と②が必要になります。

①本人確認ができる身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）
②マイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）
また、被保険者と同一世帯の方が代理で再交付手続きをされる場合は、前記の①と②に加え、代理の方の身分証明書が必要ですが、同一世帯の確認が取れない場合は、再交付証を窓口で受け取ることができない場合があります。

詳しくは介護福祉課 ☎ 470・7750または ☎ 470・7781へ。

利用者負担割合の判定方法

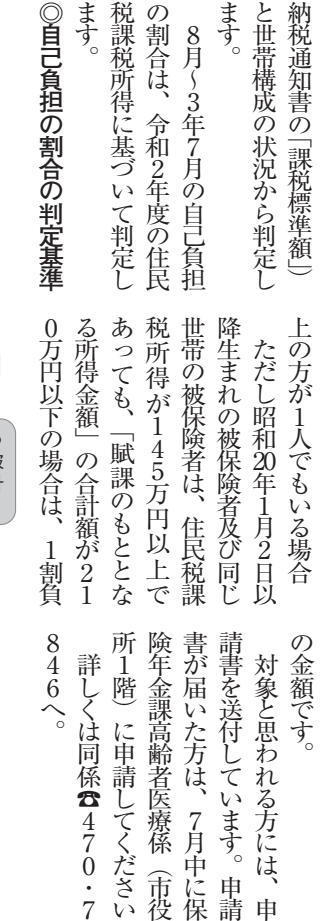


注）この内、単身世帯で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の方は1割負担となります。※40歳〜64歳（第2号被保険者）の方は、所得にかかわらず1割負担です。

後期高齢者医療制度 毎年8月に 自己負担の割合を見直します

医療機関などで支払う医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

【自己負担の割合の判定基準】



【対象者】次の①・②の両方に該当する方が対象です
①2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金除（全額または一部）、猶予される制度です（審査の結果、免除などが承認されない場合もあります）

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570・03004 または 武蔵野年金事務所 ☎ 0422・561411へ。

募集



市立保育園看護師

（会計年度任用職員専門職）

【任用期間】任用決定（要相談）〜3年3月31日（再度任用）

【募集人数】1人

【報酬など】月給22万2000円（別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による）

【勤務日時】祝日を除く月曜〜土曜日のうち月16日（シフト勤務あり）午前8時半〜午後5時15分

【勤務場所】市立保育園

【勤務内容】保育園児の健康管理などに関すること

【資格】看護師資格を有する方

詳しくは同課施設給付係 ☎ 470・7745へ。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除申請

日本年金機構では、国民年金保険料免除の特例として、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した方について、本人の申告をベースにした簡易な手続きによって、保険料の免除を可能とする臨時特例の措置を実施しています。

申請をすることで、日本年金機構の審査後、保険料が免除（全額または一部）、猶予される制度です（審査の結果、免除などが承認されない場合もあります）

【対象期間】令和元年度分（2年2月分〜6月分）と2年度分（2年7月分〜3年6月分）の国民年金保険料

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570・03004 または 武蔵野年金事務所 ☎ 0422・561411へ。